

答 申

第1 審査会の結論

千葉市教育委員会（以下「実施機関」という。）が異議申立人に対し平成14年12月4日付け14千教総第243号で通知した「平成13年7月18日開催の千葉市教育委員会会議録(発言者の個名入りのもの)」（以下「本件公文書」という。）を不開示とした決定は、妥当である。

第2 諮問に至る経過

諮問に至る経過は、次のとおりである。

1 開示請求

異議申立人は、平成14年11月19日、千葉市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、実施機関に対し、本件公文書の開示請求を行った。

2 不開示決定

実施機関は、開示請求に対し、請求のあった本件公文書は存在しないとして、不開示決定を行い、その旨を平成14年12月4日付け14千教総第243号で異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、不開示決定を不服として、平成14年12月17日、実施機関に対し、行政不服審査法第6条の規定に基づく異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成15年1月16日付け14千教総第282号で、条例第19条の規定に基づき、千葉市情報公開審査会に諮問した。

第3 異議申立人の主張要旨

異議申立書、意見書及び口頭意見陳述による異議申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件公文書の不開示決定の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

教育委員は、地方行政に最終的に責任を負う立場にあり、教育委員各自の発言は公開されるべきである。その際、個名も公表するのが、責任ある教育委員会であり、開かれた教育委員会である。そうでないと、その場の各教育委員の発言内容であるかわからず、また、適任か不適任かの教育委員の判断材料ができない。法令により、プライバシーに関わったり、人事に関する件など特例については非公開とすることができるが、逆にこれ以外は公開しなければならない。4年に1度の教科書採択会議は極めて重要な会議であり、公職の身分でありながら発言者名を公表しないのは、責任回避であり、許されるべきものではない。

第4 実施機関の説明要旨

異議申立てに対する実施機関の説明の要旨は、次のとおりである。

1 教育委員会会議録について

教育委員は、独任制の機関のように独立して個別に事務を行う権限を有しておらず、合議体である教育委員会の一員としての権限を有するにとどまるものであること、また、会議における審議経過、具体的には、個々の委員の発言等には、事実に関する情報のみならず、当該委員の思想信条等に基づく主観乃至個人的な見解が含まれている可能性があるとともに、これらは、合議制機関としての性格上、全体としてひとつの統合的な意思決定主体である教育委員会の意思形成途上になされたものであるということに鑑み、委員の個別の名称を公開した場合、委員に対して外部からの圧力や利害関係者からのさまざまな干渉がなされ、卒直で、自由活発な意見交換及び意思決定の中立性が損なわれることを懸念されることから、会議が公開で審議された場合を含め、会議録の「発言の要旨」中、委員個別の名称は記載しないこととしている。

2 本件公文書の不開示決定について

千葉市教育委員会会議録を不開示とした理由は、上記1のとおり会議録には発言者の個別の名称は記載していないことから、開示請求にあるような公文書を作成しておらず、存在しないとして、不開示決定を行ったものである。

第5 審査会の判断

審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明を検討し、実地調査を行った結果、以下のように判断する。

1 本件公文書について

本件公文書は、平成13年7月18日に開催された千葉市教育委員会会議の会議録で発言者の個名が各々特定できるものである。

2 本件公文書の不存在について

(1) 千葉市教育委員会会議における会議録について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）は、会議録について特段の定めはないが、同法第15条は、教育委員会の議事運営に関し必要な事項を教育委員会規則に委ねており、この規定を受けて、実施機関は、千葉市教育委員会会議規則（以下「会議規則」という。）を制定している。

会議規則第24条は、会議録の作成を義務付けており、同規則第25条は会議録に記載すべき事項を次のように定めている（平成13年12月21日千葉市教育委員会規則第9号による改正前のもの）。

ア 開会及び閉会に関する事項

イ 出席委員の氏名

ウ 議場に出席した教育長及び職員の氏名

エ 委員、教育長等の報告の要旨

オ 議題及び議事の概要

カ 前各号に掲げるもののほか委員長又は会議において必要と認めた事項

実施機関は、この規定を根拠に平成11年第11回（平成11年11月16日開催）会議録には、発言者の委員名を個名で記載していた。

然るに、平成12年6月7日付けの「平成12年第5回教育委員会定例会会議録の作成について」の教育委員会事務局教育総務部総務課（以下「総務課」という。）の決裁書において、「教育行政の効率化及び教育行政の透明性のさらなる向上を図る」ために、従来の会議録の作成方法を変更して、委員の発言内容をより詳細に記載するとともに、同年第5回会議録から発言者の委員の個名を表示する方法から単に「委員」と表示する方法に変更している。

審査会が本件公文書の審査に当たり、実施機関から実際に提出を受けた平成13年第7回（平成13年7月18日開催）会議録の写しには発言者の委員の個名は記載されていない。

(2) 千葉県教育委員会会議録の作成過程について

異議申立人は、発言者名が特定できる会議録の開示を請求していることから、審査会において、本件公文書の存在について、平成15年11月12日に実地調査を行ったところ次のことを確認した。

ア 会議録は、教育委員会の会議を録音したMD（ミニ・ディスク）の聴取と職員が会議中にとった個人的なメモを基に総務課内で担当職員によって作成されており、当初の段階から発言者の委員の個名は記載されていなかった。

イ 作成された会議録案は、発言者名を特定しないままで次回の会議の開催前に確認のため各委員に送付され事前に意見聴取し、必要に応じて修正を行い、次回の教育委員会の会議において承認を受け、委員及び作成職員各1名が署名し、会議録として確定する。

ウ 会議録案が承認され、会議録として完成すれば使用されたMD（ミニ・ディスク）は、以後の会議の際にソフトに上書き録音されるので前回までのデータは残らない。また、会議中にとった職員のメモは、会議録が完成し、会議において承認された後は廃棄されている。

(3) 審査会の判断について

実施機関は、発言者の委員の個名を特定できる会議録を、その作成過程を含めて保有しておらず、会議の状況を録音したMD（ミニ・ディスク）も実施機関において業務上必要なものとして利用又は保存されていないこと、また、会議中にとった職員の個人的なメモに関しても、組織共用文書として保存されておらず廃棄していることを審査会が行った実地調査において確認した。

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 附帯意見

審査会は、次のとおり附帯意見を述べる。

まず、実施機関が懸念している会議録により委員の個別の名称が開示された場合の発言委員に対する外部からの様々な干渉及びこれに伴う弊害については、審査会としても否定するものではないが、そもそも会議録に委員の個別の名称を記載するという会議録の作成方法と当該会議録の開示・不開示は、別の問題である。

また、審査会が実施機関を通じて政令指定都市の教育委員会の状況を調査した結果、多くの都市において会議録に発言者の委員の個名は記載されているものであり、これによって、円滑な議事の運営に支障をきたしているようなことは、聞いていない。

加えて、平成13年に地教行法の一部改正が行われ、平成14年1月から教育委

員会の会議を原則公開とする規定が設けられたことにより，教育行政に対するより一層の透明性の向上が求められている状況にある。

以上のようなことから，今後，実施機関は，教育委員会会議において発言者の特定が可能となるよう委員の個名を記載した会議録を作成し，保有することが望ましいと考える。

<参考>

答申に至る経過

年 月 日	内 容
平成15年 1月16日	諮問書の受理
平成15年 4月25日	実施機関から理由説明書を受理
平成15年 7月10日	審議（第60回審査会）
平成15年 7月11日	異議申立人から意見書を受理
平成15年 8月25日	実施機関から決定理由等の説明を聴取（第61回審査会）
平成15年 9月25日	異議申立人から意見を聴取（第62回審査会）
平成15年10月22日	審議（第63回審査会）
平成15年11月12日	実施機関への実地調査
平成15年11月17日	審議（第64回審査会）
平成15年12月25日	審議（第65回審査会）
平成16年 1月30日	審議（第66回審査会）